建設業団体 各位

国 土 交 通 省 大臣官房参事官(建設人材·資材)

建設キャリアアップシステムの普及促進の取組に対する 建設関係助成金の周知について(依頼)

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

厚生労働省において、令和5年度に引き続き、建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・促進に向けて、建設事業主団体が行う、事業者や技能者の登録料、能力評価手数料の補助や申請手続きの支援、建設現場で就業履歴を蓄積するカードリーダー等の導入促進等に対し、助成金による支援を行うこととしております。(【別添1】~【別添3】参照)

CCUS については、本日、令和6年度からの3か年で取り組む施策をまとめた「CCUS 利用拡大に向けた3か年計画」を公表し、登録拡大の取組を継続しつつ、処遇改善や業務効率化につながる取組や就業履歴の蓄積、能力評価の普及を一層拡大することとしています。また、令和6年6月に成立した改正建設業法では、建設業者に対し、知識・技能等に応じた公正な評価に基づき、建設技能者の適切な処遇を確保するよう努めることとされ、その判断の基礎として、CCUS の能力評価の更なる活用が期待されるところです。

つきましては、貴団体傘下の建設事業主団体において、本助成金が円滑に活用いただけるよう、周知を宜しくお願い申し上げます。

なお、本助成金の活用にあたり、(一財)建設業振興基金において相談窓口を設置しておりますので、あわせてご活用ください。(【別添4】参照)

記

- ・【別添1】建設キャリアアップシステム等普及促進コース 概要
- 【別添2】建設キャリアアップシステム等普及促進コース申請手続き等
- 【別添3】建設キャリアップシステム関連の助成金一覧
- ・【別添4】厚労省の団体向け「CCUS 助成金」活用相談窓口の設置について